

猪名川町告示第93号

猪名川町小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する要綱
をここに告示する。

令和8年8月6日

猪名川町長 岡 本 信 司

猪名川町小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する要綱

令和8年 8月 6日

要 綱 第 6 4 号

猪名川町小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱（平成26年要綱第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

チューブ型包帯	170,500円	皮膚疾患群に罹患しており、 軽微な外力により水疱やび らんを生じ、皮膚障害を起こ すことがある者	外力から皮膚を保護できる もの
---------	----------	---	--------------------

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

猪名川町小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱 新旧対照表

改 正 条 文				現 行 条 文			
別表第1(第3条、第4条及び第8条関係)				別表第1(第3条、第4条及び第8条関係)			
種目	基準額	対象者	性能	種目	基準額	対象者	性能
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
チューブ型包帯	170,500円	皮膚疾患群に罹患 しており、軽微な 外力により水疱や びらんを生じ、皮 膚障害を起こすこ とがある者	外力から皮膚を保護でき るもの				